

# 奥能登広域圏事務組合地震災害行動計画

---

奥能登広域圏事務組合消防本部

- 改正 平成17年3月1日消防本部訓令第77号  
平成18年2月1日消防本部訓令第3号  
平成20年4月1日消防本部訓令第19号  
平成21年4月1日消防本部訓令第10号  
平成28年4月1日消防本部訓令第14号  
平成28年6月1日消防本部訓令第25号

## 目次

- 第1節 総則
- 第2節 事前対策
  - 第1 動員計画
  - 第2 火災防ぎょ計画
  - 第3 資料の収集・整備
  - 第4 通信運用計画
- 第3節 地震発生時の対策
  - 第1 活動基本方針
    - 1 消火活動の優先
    - 2 人命の安全確保
    - 3 人命の救助活動
  - 第2 活動体制
  - 第3 初動時の措置
    - 1 通信機器の機能確保
    - 2 消防車両及び資機材等の安全確保
    - 3 非常電源の確保
    - 4 庁舎の保安
    - 5 高所見張員等の配置
    - 6 出動順路の確認
  - 第4 情報収集活動
  - 第5 火災防ぎょ活動
    - 1 活動方針
    - 2 活動要領
    - 3 活動上の留意事項
  - 第6 救助、救急活動
  - 第7 災害別救助活動
    - 1 崖崩れ災害活動
    - 2 倒壊家屋からの救出活動
    - 3 ガス等の漏洩時及び爆発時の災害活動

## 第8 津波対策

### 1 活動基本方針

### 2 警戒活動

#### 第1節 総則

この計画は、奥能登広域圏内に地震に関する情報により地震（津波）発生の可能性が強まった場合又は地震が発生し被害が予測される場合（以下「地震発生等」という。）に、その被害から圏民の生命、身体の安全確保を基本に奥能登広域圏事務組合消防の行動について定める。

#### 第2節 事前対策

##### 第1 動員計画

地震発生等により、災害応急対策活動に必要な消防職員（以下「職員」という。）の動員及び配備等について、次の定めるところによる。

##### (1) 動員の原則

ア 職員は、消防長の事前命令として次の「(2) 動員の区分」の第3配備（以下「非常配備体制」という。）及び地震による被害発生を知ったときは、動員命令を待つことなく、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

イ 消防署長は次の「(2) 動員の区分」の第1、第2配備には、臨機に所要の職員を動員しなければならない。

##### (2) 動員の区分

消防長又は消防署長は、応急活動要員の適性配置を期すため、次の区分により配備体制をとるものとする。

動員区分	発令区分	配備人数
第1配備	<ul style="list-style-type: none"><li>地震に関する情報により、地震（津波）発生の可能性が強まり、消防活動の準備、警戒を図る必要があると認めたとき</li><li>震度4以下の地震発生により消防活動を図る必要があると認めたとき</li></ul>	当日の勤務員及び所要の職員とする (消防団員)
第2配備	<ul style="list-style-type: none"><li>地震に関する情報により、地震（津波）発生の可能性が強まり、消防活動の準備、警戒の体制を強化する必要があると認めたとき</li><li>震度4以下の地震発生により消防活動を強化する必要があると認めたとき</li></ul>	
第3配備 (非常配備体制)	<ul style="list-style-type: none"><li>地震に関する情報により、地震（津波）発生の可能性が強まり、消防の全組織機能を投入し、消防活動の準備、警戒の体制を強化する必要があると認めたとき</li><li>震度5以上の地震が発生したとき</li><li>地震により発生する火災又は救助救急事象で消防活動が第2配備では対処できないとき</li></ul>	全職員 (消防団員)

(3) 参集時の留意事項

ア 参集時、橋梁の落下、崖崩れ等により所属勤務場所への参集が不可能になった場合は、最寄りの消防署、分署（以下「署所」という。）へ参集するものとする。

イ 参集時の服装・携行品

参集する職員は、活動服、活動帽、ゴム長靴、手袋等を着装し可能な限り水筒懐中電灯及び必要最小限の医薬品、食料、携帯ラジオ等、短期間継続して活動するために必要な用具を携行するものとする。

ウ 参集時の緊急措置

参集途上において、火災或いは人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により、消火、救助等の活動が可能、不可能を判断し適切な処置をとるものとする。

エ 参集途上において知り得た被害状況又は情報は直ちに消防署長に報告するものとする。

第2 火災防ぎょ計画

消防署長は、地震時における現有消防力の効率的運用を図るため、次に定める事項について防ぎょ計画を作成しておくものとする。

(1) 防ぎょ区の設定

ア 木造建築物の多い市街地（密集地）で避難者の安全を確保するため、最重要地区として優先的に防ぎょする地域

イ 前アに準じた地域で、重点防ぎょにより消火効果が大きいと認める地域

ウ 前ア、イ以外の地域で消防署長が必要と認める地域

(2) 重要防ぎょ施設の指定

ア 避難者の収容施設

イ 救護施設

ウ 食料備蓄施設（救護物資の集積場所）

エ 災害対策中枢機関

オ その他消防署長が必要と認めるもの

(3) 延焼阻止線防ぎょ計画

(4) 広域避難地及び重要避難路防ぎょ計画

(5) その他必要な防ぎょ計画

第3 資料の収集・整備

同時多発に発生する火災に対し、管轄区域内における次の事項について調査し、「第2 火災防ぎょ計画」に併せ整備を図り消防活動の円滑化を図るものとする。

(1) 建築物の状況把握

地震時における火気使用施設の損壊又は落下等により出火のおそれのある施設等の名称、業態、火気取扱い等の実態を把握する。

(2) 危険物等の状況把握

危険物関係施設、ガス施設等及び送電線等の高圧電力線架線状況（電圧を含む）の把握

(3) 避難場所の状況把握

ア 場所（所在地、名称）

イ 避難予想人口・収容人員

ウ 周辺の状況

## エ 避難路等の状況

### 第4 通信運用計画

地震時における消防隊の効率的運用並びに避難者の安全確保等に必要な災害情報の収集及び伝達を行うため、通信体制は別図1、別図2に基づくものとし、必要に応じ整備を図るものとする。

#### (1) 有線電話活用の原則

地震発生時には、有線電話の一部は途絶することが予想されるが、署所間相互の通信及び主要な災害対策機関との通信は可能な限り有線電話によることを原則とし、有線電話が途絶している場合に限り、無線電話を活用するものとする。

#### (2) 基地局の通信不能時の応急措置

基地局のアンテナ、無線機器等が破損し通信不能となった場合は、直ちに予備アンテナの応急架設並びに予め指定した移動局の搬入により基地局の機能を確保し、また、停電時にあっては予備電源の確保を図り運用するものとする。

#### (3) 無線交信時の厳守事項

各局は、大災害時における著しい情報量を予測し、通話内容及び方法等について細心の注意を払い、各種の交信の円滑化に努めなければならない。

### 第3節 地震発生時の対策

#### 第1 活動基本方針

##### 1 消火活動の優先

地震が発生した場合、人命に危険を及ぼす多様な現象が複合して発生するが、特に被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。したがって、地震時の活動は人命の安全を図るための消火活動を優先させることを原則とし、現有消防力の全力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

##### 2 人命の安全確保

消火活動優先の目的は、人命の安全確保である。特に延焼拡大火災等の多発により地域住民が安全な場所へ殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護の防ぎょに傾注するものとする。

##### 3 人命の救助活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、交通機関の衝突、可燃性ガスの漏洩などが複合して発生し、大規模な人身事故に発展することが予測されることから消防活動はこれらを十分に配慮し、火災防ぎょ活動や人命救助活動を実施するとともに必要に応じ人員、資機材の配置転換等を行い、人身事故の拡大防止を図るものとする。

#### 第2 活動体制

地震発生等には、第2節 第1「動員計画」(以下「動員計画」という。)に基づき速やかに、次の定めるところにより活動体制をとるものとする。

##### (1) 地震災害警防本部及び現場指揮所の設置

ア 非常配備体制時には平常業務を停止し、直ちに消防本部に地震災害警防本部(以下「警防本部」という。)を各消防署に現場指揮所を設置し、消防長は消防活動の指揮統括にあたる。

イ 警防本部の編成は奥能登広域圏事務組合警防規程(平成21年奥能登広域圏事務組合消防本部訓令7号。以下「警防規程」という。)第17条、第18条1項及び第18条2項を準用する。

ウ 現場指揮所の編成は警防規程の第21条の規程を準用する。

エ 警防本部及び現場指揮所の組織は別図3とし、任務は別表1のとおりとする。

オ 消防署長は、速やかに職員を動員し消防活動の指揮にあたる。

## (2) 消防隊等の増強

ア 消防署長は、参集職員等をもって車両編成員の増強及び予備車等による消防隊等の増強を図るものとする。

イ 消防署長は、動員計画に基づき所定の活動体制が完了したときは、その配備状況を消防長に報告するものとする。

## 第3 初動時の措置

### 1 通信機器の機能確保

通信機器の機能確保には指令回線通信及び非常通信（基地局相互間、有線電話・・衛星）試験も含み、次により実施する。

(1) 消防本部及び署所の職員は、直ちに庁舎内の通信施設等の損傷状況を把握し所要の措置をとるものとする。

(2) 消防指令センター員及び署所の通信員は、直ちに別図1、別図2の通信体系に基づき基地局、移動局及び有線電話の試験を行い通信の可否を確認する。

### 2 消防車両及び資機材等の安全確保

#### (1) 車両の安全確保

庁舎の倒壊、シャッター等の開扉不能の危険がある場合は、直ちにシャッター等の開扉及び車両の車庫外移動等により、その安全確保を図るものとする。

#### (2) 警防資機材の増強

ア 消防ポンプ自動車等は、ホース、破壊器具、燃料等の増強積載を図る。

イ 救急自動車等は、救急資機材等の増強積載を図る。

### 3 非常電源の確保

庁舎及び各種通信機器等を維持するための電源確保を図る。

### 4 庁舎の保安

庁舎内の火気、ガス、電気、水道施設の点検を行う。

### 5 高所見張員等の配置

第4、(2)、ア及びウに基づき見張員等を派遣し、火災の早期発見及び災害状況の収集に努める。

### 6 出動順路の確認

消防署長は、参集者、高所見張員、警察官、通行人等から主要道路、橋梁等の被害について速やかに情報を聴取し、出動路の確認を行う。

## 第4 情報収集活動

消防活動を的確に行い円滑な部隊運用を図るため、災害によって生ずるあらゆる障害を克服して、迅速な情報収集活動を行うものとする。

### (1) 収集項目と優先順位

地震発生時における情報収集の迅速化を図るため、収集項目と優先順位は別表2によるものとする。

### (2) 情報収集要領

警防本部、署所の責任者は、次の手段を講じて必要な情報を収集する。

#### ア 高所見張り

地震発生により通信途絶地域が生じたと思われるときは、直ちに高所見張り所等へ職員を出向させ、携帯無線、携帯電話、オートバイ伝令等の方法により機を失しることのないよう情報の収集を図る。

イ 参集職員、消防団員等

非番参集職員、管内出向中の職員及び消防団員から被災状況、障害状況等を報告させる。

ウ 広報車等

必要により広報車を管内に出向させ情報収集にあたる。特に津波の警戒広報については強化し、その情報等は逐次消防署長に報告するものとする。

エ 災害出動の消防隊及び救急隊等

災害現場に出動した各隊の指揮者は認知した事項について車載無線等により必要に応じ消防署長に報告するものとする。

(3) 情報収集上の留意事項

ア 地震発生当初は、家屋の倒壊、地滑り等により土煙があがり、火災と誤認することが多いので十分留意するものとする。

イ 通行人等から情報を得る場合は、必ずその者自身で視認したものかどうか確認するものとする。

## 第5 火災防ぎょ活動

### 1 活動方針

初動時、火災の発生が少ないと判断したときは、覚知した火災を優先出動して先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、火災が多発し消防力を上回るときは、次の原則に基づき選択防ぎょにより避難地、避難路等の確保を図り人命の安全を最重点とした消防活動を実施するものとする。

(1) 重要地域優先防ぎょ

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防ぎよする。

(2) 消火有効地域優先防ぎょ

同位防ぎょ区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防ぎよする。

(3) 市街地火災優先防ぎょ

大建築物、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地（密集地）に面する部分及び市街地（密集地）の延焼火災の防ぎよを優先とし、それらを鎮圧した後消防隊を集中して防ぎよに当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、救助工作車等を活用し人命の救助を優先とした防ぎよを行う。

(4) 重要防ぎょ施設優先防ぎょ

重要防ぎょ施設周辺と他の一般市街地（密集地）から同時に出火した場合は、重要防ぎょ施設の確保に必要な防ぎよを行う。

### 2 活動要領

(1) 出動消防隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救助、救命活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。また、消防力が劣性と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し延焼を阻止する。

### 3 活動上の留意事項

(1) 出動途上の広報

出火出動途上、車載拡声器等により付近住民に対し出火防止、初期消火の励行について広報する。

(2) 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上は火災発見に努め、発見した場合は消防署長へ報告し、指示命令を受ける。ただし、通信が輻輳し報告できない場合は、ホース延長開始前に限り上位出場区に出場する。

(3) 火災出場途上、人命救助事象を覚知した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、その旨を消防署長へ報告するものとする。なお、この場合付近にいる消防団員に必要な指示を与えて住民の協力を求め救助、救急活動を実施させる。

(4) 交通障害等に遭遇した場合の措置

道路、橋梁等の被害により出動を阻害され適当な迂回路がない場合は、短時間に応急修理が可能なときは、適切な処置をして通行し、これにより難い場合は、その旨を消防署長に報告し指示を受ける。

## 第6 救助、救急活動

1 火災が多発し延焼拡大した場合は、全力で火災防ぎよを行うが、地区内に多数の人身事故が発生した場合は、消火活動と平行して救助隊、救急隊、特殊車両隊等により、救助、救急活動を実施する。

2 火災は発生しているが延焼火災がなく、現有消防力で対応できる見通しがあり地域によって消防隊等による救助、救急活動が実施可能な場合は、転用して救助、救急活動を実施する。

3 救助、救急活動は、人身事故の大きい現場を優先して実施し、負傷者多数の場合の救助及び救急処置は重傷者及び幼児、老人等災害弱者で救命の措置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに他の防災関係者と連携のうえ救助、救急活動を実施する。

## 第7 災害別救助活動

### 1 崖崩れ災害活動

(1) 隊員の危険防止

救助作業の発掘及び余震等によって更に崩壊危険のある現場では、見張員を配置するなど、二次的災害に十分注意し、隊員の安全管理を図らねばならない。

(2) 生理め箇所の確認

山崩れ等の生理め事故は、要救助者の生理め位置の確認が非常に困難であるので、家人又は目撃者から事情を聴取し、位置の確認に努め、救出もれのないようにしなければならない。

(3) 計画的な発掘作業

生き埋めとなっている位置及び発掘範囲が決定したならば、作業が手順よく進められるように指揮統制のもとで、消防団員と協力し効果的な活動を実施するものとする。

(4) 要救助者の危害防止

作業中、土砂で埋まっている要救助者をスコップ、ツルハシ等で傷つけないよう注意しなければならない。

(5) 建設作業機械等の要請

消防資機材及び人員では除去できない障害物又は大量の土砂がある場合は、消防署長は市町災害対策本部に建設機械及び人員を要請するものとする。

### 2 倒壊家屋からの救出活動

(1) 消火活動の着意

倒壊前に始末しきれなかった火気により火災が併発、また、ガス漏れによる危険をも考慮し、常に応急消火の準備体制等を行った上で救助活動を実施する。

(2) 倒壊規模が大きく、しかも多数の要救助者があり、かつ、周辺地域に火災が発生し倒壊家屋に危険が予想されるときは、早急に消防隊に応援要請する等、救出と消火活動の緩急調和を図るものとする。

3 ガス等の漏洩時及び爆発時の災害活動

地震災害によるガス漏洩時の活動は人命の救助、漏洩ガス爆発等の二次災害及びガス漏れ拡大の防止を最重点とするが、爆発時の災害活動は瞬時にして多数死傷者の発生が予想され、爆発圏内の人命救助活動は、ほぼ不可能におちいることも考えられるので、現場活動は別の定めによるほか次の事項に留意して活動するものとする。

(1) 住民の避難誘導

爆発又は再爆発等による二次的な人身事故を防止するため消防団員及び警察官等に協力を求め、警戒区域内の住民を誘爆圏外に退避させるほか、摩擦、衝撃等による発火危険の防止に留意するものとする。

(2) 現場活動

爆発時は、瞬時にして多数負傷者の発生が予想されるので、毛布、シート等あらゆる資材を活用して応急担架を作り、効果的な搬出活動を実施するとともに、検索及び救助については「2 倒壊家屋からの救出活動」の要領に準じて実施するものとする。

第8 津波対策

1 活動基本方針

津波により発生する被害は、海岸地域及び河川下流域と非常に広範囲になるため消防活動の基本は津波の警戒監視、住民への広報及び避難誘導を最優先とするものとする。

2 警戒活動

(1) 地震発生に伴い、津波予報がない場合でも、消防隊等を海岸地域及び河川下流域周辺に派遣し、津波に関する情報が判明するまで所定の場所において、海面状態を監視し、その情報について消防署長に報告するものとする。ただし、津波の監視にあたっては安全が確保できる地点を監視場所として設定するものとする。

(2) 津波注意報、津波警報が発表された場合又は沿岸部が地殻変動域や震源に近いと予想される場合（以下「津波警報等」という。）は、緊急避難を必要とするので各市町長の指示するところにより、市町地域防災計画の定める標識に基づき情報の伝達を行うものとする。

(3) 津波警報等が発表された場合は、関係機関と密接な連携のうえ徹底した広報活動及び避難誘導を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

この行動計画は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日消防本部訓令第77号）

この計画は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成18年2月1日消防本部訓令第3号）

この行動計画は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日消防本部訓令第 19 号）

この行動計画は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日消防本部訓令第 10 号）

この行動計画は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日消防本部訓令第 14 号）

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 1 日消防本部訓令第 25 号）

この計画は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

地震災害警防本部及び現場指揮所の任務

警防本部の任務	総務班	・消防用機器、資機材等の調達確保に関すること
		・職団員の非常招集及び応援消防隊の編成に関すること
		・職員及び応援消防隊の非常食糧、衣料等の確保に関すること
		・応援要請に関すること
		・消防広報に関すること
		・他の班に属しない事項
		・その他必要な事項
	警防班	・市町災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること
		・災害活動方針の決定に関すること
		・消防隊の編成及び増強に関すること
		・消防隊等の指揮運用に関すること
		・現場指揮本部及び災害現場の活動状況の把握に関すること
		・避難の勧告、指示に関すること
・その他警防上必要事項		
情報班	・警防、災害及び被害情報の収集、伝達に関すること	
	・地震（余震）、津波等の情報収集、伝達に関すること	
	・災害状況の記録、保管に関すること	
	・その他警防上必要な情報の収集、伝達に関すること	
現場指揮所の任務	・市町災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること	
	・消防用機器、資機材等の調達確保に関すること	
	・職員及び応援消防隊の非常食糧、衣料等の確保に関すること	
	・消防隊の編成及び増強に関すること	
	・消防隊及び消防団の運用に関すること	
	・応援隊の災害現場への誘導に関すること	
	・警防本部、災害現場との連絡に関すること	
	・災害現場の活動状況及び被害情報の収集、伝達に関すること	
	・地震（余震）、津波等の情報収集、伝達に関すること	
	・その他必要な情報の収集、伝達に関すること	
	・避難の勧告、指示に関すること	
	・災害状況の記録、保管に関すること	
・その他警防上必要事項		

別表 2

## 情報収集順位

種別	優先順位	内容
署所	1	通信機器の障害の有無、庁舎の被害
	1	消防車両等出動の可否
	1～2	職員負傷の有無
	3	職員の参集状況
道路障害	1	橋梁、歩道橋、道路損壊による通行不能箇所
	3	交通渋滞
火災	1	延焼火災発生状況（場所、程度、進展、推移）
	1	防ぎよ火点の鎮火可否の見通し
	2	消防隊による鎮火可否の見通し
	3	自主防災組織等住民が消火した火災及び自然鎮火数
	3	消失棟数の概要
救急	1	大規模救助、救急事象の発生場所、程度
	2	救急病院、救護所の受入体制（収容能力）
	3	消防隊による救助者
津波	1	海岸地域及び河川下流域の水面状態
	1	津波発生時の避難状況及び避難者の動向
	3	被災状況の概要
火災以外の被害	1	危険物、高圧ガス、毒性ガス等の大量流失、火災危険
	2	地滑り、崖崩れ等死傷者のあるもの
	2	重要防ぎよ施設の被害状況
	3	地滑り、崖崩れ等交通障害となるもの
	3	電気、ガス、水道の被害状況
	3	家屋等の被害状況
その他	1	避難勧告に必要な情報及び避難命令に関する情報
	1	避難命令発令時の避難状況及び避難者の動向
	2	消火栓の使用可否
	2	補給資機材等の有無
	3	死者、行方不明、傷者
	3	関係機関の活動状況